

エルピオクラブ会員規則

【第1章 総則】

第1条(適用関係)

1. この会員規約は、株式会社エルピオ(以下「当社」といいます。)が運営する「エルピオクラブ」「エルピオクラブ+10年安心パック」(以下「本サービス」といいます。)の提供及びその利用に関して適用されます。
2. 当社は、本サービスの運営上、個別のサービス毎に利用約款や利用上の注意等の諸規定(以下「諸規定」といいます。)設けることがあります。それらの諸規定はこの会員規約の一部を構成するものとします。
3. 会員規約と諸規定の定めが異なる場合、諸規定の内容が優先します。

第2条(定義)

1. 「会員」とは、この会員規約に同意のうえ当社所定の加入申込手続きを行い、当社がこれを承諾した個人をいいます。なお、当社の承諾は電子メールにて会員番号を通知する方法により行います。
2. 「サービス対象物件」とは、会員が本サービスの提供を受ける住戸として加入申込時に指定した住戸(事業用途に供する場合を除きます。)をいいます。
3. 「利用者」とは、個人である会員の同居人を合わせたものをいいます。
4. 「ガス消費機器」とは、一般財団法人日本ガス機器検査協会が行うJIA認証を受けた家庭用ガス機器のうち、対象品目「調理機器」(ガスコンロ、ガスオーブン、ガス炊飯器)、「温水機器」(ガス給湯器、ガス小型湯沸かし器)、「暖房機器」(ガスファンヒーター、FF式ヒーター、ガストーブ)をいいます。※OEM製品も対象となります。(ただし、カセットガスコンロ、業務用機器は除きます。また、当社の供給エリアにおいて、メーカー修理が対応可能なガス消費機器のみとします。)

第3条(本サービスの利用)

1. 会員及び利用者は、この会員規約の定めるところに従い、本サービスを利用することができます。
2. 会員は、同居人による本サービスの利用に際して、同居人にこの会員規約及び諸規定の定めを遵守させる義務を負うものとします。

第4条(有効期間)

1. 本サービスの開始日は、18日までに当社へ申込書が到着した場合は翌月1日とします。毎月19日以降に当社に申込書が到着した場合、翌々月1日より利用開始日となります。
2. 本サービスの有効期間は、サービス開始日以降は毎月自動的に更新されます。ただし、サー

ビス対象会員から退会の申し出があった場合は、本サービスの提供は終了するものとします。
※退会の申し出の時期によっては、退会が翌月扱いとなる場合があります。

第5条(会員番号)

1. 当社は、会員1名につき1つの会員番号を発行します。
2. 本サービスを利用する場合には、会員番号又は利用者であることが特定できる情報を窓口に伝達することが必要となります。

第6条(本サービスの利用プランと利用料金)

1. 本サービスの利用プランと利用料金は別紙の通りとします。
2. 本サービスの月額利用料金は、開始日の属する月の翌月から発生いたします
3. 本サービス料金はガス料金、または電気料金と同じ決済手段で同時に支払うものとします。
4. 本サービスは月額利用料金制のため、退会の場合には料金の日割り計算はいたしません。
5. 支払われた料金は、当社が申込を承諾しなかった場合を除き、途中退会や資格取消その他の理由如何を問わず一切返還しないものとします。

第7条(登録情報の変更)

1. 会員は、当社に届け出た連絡先・住所や同居人等の情報(以下「登録情報」といいます。)に変更があった場合、当社所定の方法により速やかに変更手続きをとるものとします。
2. 個人である会員の名義変更については、以下の条件をいずれも満たした場合のみ登録事項の変更として取り扱います。その他の場合は、本契約は終了し、新たに会員になろうとする方と当社との間で新規の契約を締結するものとします。
 - ① 2親等以内の親族間での名義変更であること
 - ② サービス対象物件が同一であること
3. 前項の登録情報の変更は、原則として会員の申し出により行うものとします。
4. 登録情報の不備、変更手続の不履行や遅延等により会員又は利用者が不利益を被ったとしても、当社はいかなる責任も負いません。

第8条(退会・会員資格の取消し)

1. 会員が退会を希望する場合には、当社ホームページ退会申請ページ又はコールセンターへのお電話で会員と確認が取れた場合、退会手続きを行うものとします。
 - ① 退会手続きが18日までに到着、もしくは確認が取れた場合、翌月1日から解約とします。
 - ② 退会手続きが19日以降に到着、もしくは確認が取れた場合、翌々月1日から解約とします。
2. 会員が当社のガス契約、または電気契約を解約し、いずれかの契約も継続されなかった場合、本サービス契約も解約とし、会員資格も失うものとします。解約期日は前項の通りとします。

3. 会員又は利用者が次のいずれかに該当した場合、当社は会員の承諾なく会員資格を取り消すことができるものとします。

- ① 加入申込時に虚偽の申告をした場合
- ② 本規約又は諸規定の定めに従った場合
- ③ 不要な問合せや悪質ないたずら等で本サービスの業務に支障をきたした場合
- ④ 第 14 条に定める利用料金等を当初の支払い期限より 3 ヶ月以上支払わない場合
- ⑤ 暴力、威力詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団若しくは個人(いわゆる反社会的勢力)に属する、又は密接な関係を有する場合
- ⑥ その他、当社が会員又は利用者として不適切とみなした場合
- ⑦ 当社のガス、電気に未払いが 2 ヶ月以上となった場合

第 9 条(個人情報)

1. 当社は、本サービスの申込又は利用等を通じて当社が知り得た会員及び利用者の個人情報(以下「会員等の個人情報」といいます。)について、「個人情報の保護に関する法律」その他の法令を遵守し、善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。

2. 会員は、会員等の個人情報を当社が次の各号の目的の範囲内で使用することに同意するものとします。

- ① 利用者より依頼を受けた各種サービスを当該利用者に対して提供するため
- ② 本サービスの運営上必要な事項を会員に知らせるため
- ③ 本サービスその他当社の商品等の改善等に役立てるための各種アンケートを実施するため
- ④ 本サービスの利用状況や会員の属性等に応じた新たなサービスを開発するため
- ⑤ 関連サービスや商品の情報を提供するため

3. 当社は、本サービスの提供に関わる業務を第三者に委託することがあります。この場合、当社は、業務遂行上必要な範囲で当該委託先に会員等の個人情報を取り扱わせることがあり、会員はあらかじめこれに同意するものとします。

4. 第 2 項、第 3 項に定める場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合は、当社会員等の個人情報を第三者に開示・提供することがあります。

- ① 個人または公共の安全を守るために緊急の必要がある場合
- ② 裁判所の命令若しくは法令に基づく強制的な処分、又は法令により開示が必要とされる場合
- ③ 当社の権利又は財産を保護するために必要不可欠である場合
- ④ 当社が本サービスを運営維持のため必要不可欠と判断する合理的かつやむを得ない事由が生じた場合

第 10 条(規約の追加変更)

本サービスの運営上、この会員規約に追加又は変更の必要が生じた場合は、当社の運営するホームページ上で告知するものとします。

第 11 条(免責)

当社は、本サービスの運営に関して故意又は重大な過失がない限り、会員及び利用者に対して損害賠償義務を一切負わないものとします。

【第 2 章 エルピオ駆けつけサービス】

第 12 条(内容)

1. 利用者はサービス対象物件について、次の各号のトラブルが生じた場合、当社指定の専用フリーダイヤルを利用して、24 時間 365 日、トラブル解決を図るための情報提供又は現場駆けつけ対応のサービス及び、在宅確認サービスを受けることができます。

- ① 玄関鍵の紛失・故障、鍵のトラブル(但し、特殊構造の鍵に関しては開錠できない場合があります。)
- ② 水廻りのトラブル
- ③ 窓ガラスのトラブル

2. 前項の作業スタッフ訪問時には、利用者の立会が必要となります。

第 13 条(利用料金)

1. 利用者は、現場駆けつけ対応を無料で受けることができます。但し、30 分を超過した作業の代金(超過 10 分ごとに 1,500 円(税抜))については、利用者が別途実費を負担するものとします。また、対応に部品交換や特殊作業が必要になった場合の代金についても利用者が別途実費を負

担する場合があります。

2. 利用者は、本サービスの対象に含まれない事項についても、作業スタッフと協議のうえ別途有料でサービスを受けられる場合があります。

3. 現場駆けつけ対応ではトラブルが解決できない又は二次被害が発生することが予想される場合、利用者は作業スタッフと協議のうえ別途有料でサービスを依頼することができます。

4. 当社は前 3 項の場合の利用料金等の請求業務を、当社の指定する第三者に委託することがあり、会員はこれを承諾するものとします。

第 14 条(除外事項)

次の場合はエルピオ駆けつけサービスの対象外とします。

- ① 建物共有スペースにおけるトラブル
- ② 午後 10 時以降午前 7 時までの時間帯における破壊による開錠

- ③ 会員又は利用者が所有する家電製品等に関するトラブル
- ④ 入居当初からの故障・破損に関するトラブル
- ⑤ 原状回復に関するトラブル
- ⑥ 地震等の天災、暴動等の非常事態におけるトラブル
- ⑦ 在宅確認で・玄関の開錠・室内に入っでの確認・1親等内以外の親族からの依頼
- ⑧ その他当社が不適切と判断した場合

【第3章 エルピオクラブオフ】

第15条(内容)

会員は、エルピオクラブオフ専用ホームページに掲載されている宿泊施設やレジャー施設、ショッピング、グルメ、エステ、育児施設等を優待価格で利用することができます。

第16条(会員優待サービスの利用)

1. エルピオクラブオフは、当社提携の株式会社リロクラブが提供する会員限定優待サービスです。会員は優待サービスの利用に際し、エルピオクラブオフ専用ホームページに記載された Club Off Alliance 会員規約をよく読み、同意した上で利用するものとします。
2. 会員は、当社指定のログイン ID 及び、当社が指定した初期パスワードでエルピオクラブオフ専用ホームページにログインすることで、又はエルピオクラブの「パンフレット」に記載された、エルピオクラブオフ専用ダイヤルに電話することで会員優待サービスを利用することができます。

第17条(変更・休止等)

エルピオクラブオフは、会員の承諾なく、また会員への事前の通知なく、任意に会員優待サービス又は一部を変更すること、又は休止することがあります。

【第4章 エルピオ 10年延長保証サービス】

第18条(10年保証サービスの内容)

1. 当社は、サービス対象会員もしくはサービス対象物件が賃貸用住宅の場合は建物のオーナーが所有し、サービス対象会員が実際に生活に使用するサービス対象物件に所在のガス消費機器を対象に、「10年保証サービス」会員規程に基づく10年保証サービスを提供します。

2019年〇〇月〇〇日制定

別紙 1

1. 本サービスの利用プラン（以下「利用プラン」といいます。）及び月額利用料金（以下「月額利用料金」といいます。）並びに本サービスにおいて利用できるサービスは、以下のとおりとします。

プラン名	本サービス	月額利用料金
エルピオクラブ	エルピオ クラブオフ エルピオ 駆けつけサービス	月額 400 円（税 抜）
エルピオクラブ ＋ 10 年安心パック	エルピオ クラブ エルピオ 駆けつけサービス 10 年延長保証サービス	月額 500 円（税 抜）

「10年保証サービス」 会員規程

第1条（保証提供者による保証）

1. 本規程は、サービス対象会員もしくはサービス対象物件が賃貸用住宅の場合は建物のオーナーが所有し、サービス対象会員が実際に生活に使用するサービス対象物件に所在のガス消費機器につき、第4条に定める保証期間中に故障が発生した場合、対象機器の使用者の請求により、メーカー保証書に記載されている内容に関する事項および以下の条項に基づいて提供する無料修理サービス（以下「修理サービス」といいます。）の内容を定めるものです。
2. 前項の故障とは、対象機器を構成する部品そのものの不具合による機能の一部または全部の停止を指します。

第2条（保証の対象となる機器および故障）

「10年保証サービス」においては、ガス消費機器が保証期間中に取扱説明書および本体貼付ラベル等の注意書に従った正常な使用状態において発生した自然故障が保証の対象となります。

第3条（修理の依頼方法）

サービス対象会員は、プロテクトメンバー・サービス専用のコールセンターにお客様番号を通知して、修理サービスを依頼するものとします。なお、コールセンター以外を通じて修理を依頼された場合は保証の対象とならない場合があります。

第4条（保証期間）

保証期間は、25日までに当社へ申込書が到着した場合は翌月1日を保証開始日として、新品及び中古の対象機器は製造後10年経過時に終了します。ただし、対象機器がメーカー保証を有する場合は、メーカー保証が優先します。

第5条（保証限度額）

1. 本保証による保証限度額は、修理1回あたり10万円（税抜）とします。
2. 1回の修理サービス費用が対象機器の同一機種または同等品との交換費用を超える場合、
または修理部品が無く修理が不可能な場合は、10万円以内（税抜）の同種のガス消費機器を提供することにより、修理サービスを提供したものとみなします。

第6条（保証の対象外となる事由・原因・費用）

1. 対象機器の故障が、次の各号に定める事由・原因に関するものについては、保証期間中であっても保証の対象となりません。
 - ① 配管回りの漏れ、詰まり、破損
 - ② 地震・噴火・津波・地盤変動・地盤沈下・風害・水害・その他天災ならびにガス害・塩害・公害
 - ③ 火災・落雷・破裂・爆発または外部からの物体の落下・飛来・衝突もしくは倒壊等の偶然かつ外来の事由
 - ④ 動植物による対象機器への侵入・誤作動・損傷・変質・変色・その他類似事由
 - ⑤ 住宅または住宅関連設備の設計・工事・管理にかかる瑕疵・不良・不具合
 - ⑥ 対象機器の物理的な移動・落下によって生じた故障または損傷
 - ⑦ 対象機器の取り付けにかかる配線・配管工事の不良または対象機器の据え付け不良
 - ⑧ 対象機器に追加で取り付けることが可能な部品・装置の故障または損傷、もしくは当該追加部品・装置に起因した対象機器の故障または損傷
 - ⑨ 消耗品（電池、フィルター類、パッキン等メーカーの定める消耗品をいい、消耗する部位や潤滑油等も含みます）の消耗・劣化または純正品以外の使用に起因する故障
 - ⑩ 対象機器の機能および使用の際に影響のない損害（外観の瑕疵を含みます）
 - ⑪ 対象機器のメーカーの責に起因する故障または損傷（リコール対象商品等）
 - ⑫ 対象機器の通常使用に支障のない部分で経年劣化の範囲内の事象（サビ・汚れなど）
 - ⑬ 対象機器が日本国外に持ち出された場合の日本国外からの修理依頼
 - ⑭ その他前各号に類似する事由
2. 次の各号に定める使用・管理が行われた場合は、当該使用・管理と対象機器の故障との因果関係の有無に関わらず、保証の対象となりません。
 - ① 対象機器に対し、電圧・周波数等メーカーが定める方法以外による電源を使用した場合
 - ② 対象機器に対し、水道法に規程された水質基準に適合した水以外の水（井戸水、温泉水、地下水等）を使用した場合
 - ③ 取扱説明書に禁止または要注意事項として記載された方法で使用した場合
 - ④ 書面によるメーカーの承諾（取扱説明書の記載中にて承諾されたものを含みます）を得ずに、対象機器に対する改造・修理が行われた場合
 - ⑤ 対象機器が不適切な設置状態に置かれていた場合
 - ⑥ 法令に基づく点検の際に、不適合と判定された住宅設備について修理または交換をしなかった場合
 - ⑦ 前各号の使用・管理が行われたと合理的に推測される場合
3. 次の各号に定める費用は、保証の対象とならず、原則として対象機器の所有者の負担

となります。

- ① 修理費用の一部または全部が消耗品の交換である場合における当該消耗品の購入・修理・取り付け・撤去に要する費用
- ② 対象機器本体以外の機器・付属品の修理・取り付け・撤去に要する費用
- ③ 対象機器を修理するにあたり必要となった壁、床、天井または構成材等の取り壊しと修復にかかる費用
- ④ 対象機器についてメーカーがリコール宣言を行った後に、リコールの原因となった部位にかかる購入・修理・取り付け・撤去に要する費用
- ⑤ 火災保険、動産総合保険等、保険契約による保険金により支払われるべき費用または既に支払われた費用
- ⑥ サービス対象会員からの修理依頼が虚偽であった場合の出張または修理にかかる全ての費用
- ⑦ その他前各号に類似する費用

第7条（故障による間接損害）

次の各号の損害等については保証の対象となりません。

- ① 対象機器の故障または損傷に起因して他の財物に生じた故障もしくは損傷等の損害
- ② 対象機器が故障または損傷し、対象機器およびその他の財物の使用が阻害されたこと
によって生じた損害
- ③ 対象機器の故障または損傷に起因して生じた身体障害（傷害に起因する死亡および経済的または精神的損失を含みます）

第8条（保証の終了）

次の各号に定める事由が発生した場合は、保証は終了します。

- ① 対象機器の譲渡
- ② 対象機器の廃棄

第9条（規程の変更）

保証期間中に保証提供者が本規程の内容をホームページ上で変更した場合は、変更後の内容が適用されます。なお、重要な変更を行うときは、事前にサービス対象会員に変更内容を通知いたします。